

## 大口一期一会デイサービスセンター 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(愛知県指定 指定通所介護事業所 第 2375300296 号)  
(大口町介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所介護・通所型サービスA)  
(扶桑町介護予防・日常生活支援総合事業 基準型通所介護サービス)  
(江南市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所介護・通所型サービスA)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護（介護予防通所介護・通所型サービス・基準型通所介護サービス）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方及び日常生活支援総合事業対象者が対象となります。ただし要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ＊＊ 掲載項目 ＊＊

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 危急時の対応について
6. 個人情報保護について
7. 苦情の受付について

<付属文書>

※記載内容にサービス種別の区別がない場合は、全サービスの共通事項となります。

## 1. 事業者

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 法人名    | 社会福祉法人 一期一会福祉会  |
| (2) 法人所在地  | 愛知県岩倉市北島町二本木7番地   |
| (3) 電話番号   | 0587-66-2110  |
| (4) ホームページ | <a href="https://www.ichigoichie.or.jp/">https://www.ichigoichie.or.jp/</a> |
| (5) 代表者氏名  | 理事長 臼井 和香奈  |
| (6) 設立年月   | 昭和61年1月8日   |

## 2. 事業所の概要

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 事業所の種類     | <input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所<br>平成16年3月31日指定・愛知県2375300296号<br><input type="checkbox"/> 介護予防通所介護及び通所型サービスA<br>平成30年4月1日指定・大口町<br>令和元年11月1日指定・江南市<br><input type="checkbox"/> 基準型通所介護サービス<br>平成30年4月1日指定・扶桑町<br>※当事業所は軽費老人ホーム一期一会荘に併設されています。  |
| (2) 事業所の目的     | 指定通所介護（介護予防通所介護及び通所型サービスA、基準型通所介護サービス）は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護（介護予防通所介護及び通所型サービスA、基準型通所介護サービス）サービスを提供します。   |
| (3) 事業所の名称     | 大口一期一会デイサービスセンター   |
| (4) 施設の所在地     | 愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目207番地   |
| (5) 電話番号       | 0587-95-7788   |
| (6) 施設長（管理者）氏名 | 鈴木 信義  |
| (7) 当施設の運営方針   | ご契約者（利用者）の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護（介護予防通所介護）計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。   |
| (8) 開設年月日      | 平成16年4月1日  |
| (9) 通常の事業の実施地域 | 大口町、扶桑町、岩倉市全域<br>江南市（今市場町、江森町、小郷町、北山町、小折町、小折東町、小折本町、山王町、曾本町、高屋町、田代町、藤ヶ丘、前野町、南山町、宮後町、村久野町、安良町、山尻町、力長町、和田町、大海道町、石枕町、尾崎町、天王町、寄木町）<br>犬山市（楽田青塚、楽田安師、楽田一色浦、楽田大橋、楽田勝部前、楽田上沼、楽田地蔵池、楽田鶴池、楽田西浦、楽田西野、五郎丸、大門、寺西、羽黒、羽黒菊川、羽黒新田、羽黒高橋、羽黒堂前、羽黒成海西、羽黒成海南、羽黒余町、橋爪、宮浦）<br>小牧市（入鹿出新田、岩崎、岩崎原、久保一色、久保新町、久保本町、小牧原新田、田県町、西之島、間々原新田、三ツ渚、三ツ渚原新田、村中、横内、河内屋新田） |

(10) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（但し、12月29日から1月3日は休み）
サービス提供時間	月～土曜日 9:00～16:15 その他の時間に関しましては相談に応じます。

(11) 利用定員  指定通所介護及び介護予防通所介護、基準型通所介護サービス

合計 25 人

通所型サービスA

5 人

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護（介護予防通所介護・通所型サービスA、基準型通所介護サービス）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況)

指定通所介護及び介護予防通所介護、基準型通所介護サービス

職種	基準	配置（常勤換算）
1. 施設長（管理者）	1名（常勤）	1.0名（通所型サービスAと兼務）
2. 生活相談員	1名以上（常勤）	1.0名
3. 介護職員	3名以上	4.0名（通所型サービスAと兼務）
4. 看護職員	1名以上	1.1名（機能訓練指導員と兼務）
5. 機能訓練指導員	1名以上	2.5名（看護職員と兼務）

（令和7年1月1日現在）

通所型サービスA

職種	常勤換算
1. 施設長（管理者）	1名（介護予防通所介護と兼務）
2. 介護職員	4.0名（介護予防通所介護と兼務）

（令和7年1月1日現在）

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務体制
1. 生活相談員	勤務時間：8:00～17:00 8:30～17:30
2. 介護職員	勤務時間：8:00～17:00 8:30～17:30 ○原則として職員1名あたり利用者約5名のお世話をします。
3. 看護職員	勤務時間：8:00～17:00 8:30～17:30 ○指定通所介護及び介護予防通所介護、基準型通所介護サービスは、原則として1名の看護職員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	指定通所介護及び介護予防通所介護、基準型通所介護サービスは、原則として1名勤務します。

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。サービスの提供にあたっては以下の違いがあることをご確認ください。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

##### (1) 介護保険の対象となるサービス（契約書第6条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割（一定以上の所得のある方は8割もしくは7割）が介護保険から給付されます。

##### (サービスの概要)

###### ① 送迎

- ・ ご契約者の身体等の状況に応じて、リフト付き車両等の福祉車両でお迎えにあがります。なお、送迎時における居宅内の介助におきましては、利用時間に含まれる場合がございますので、個別に相談に応じます。  
※通常の事業の実施地域外へのサービスにおいては、別途交通費を徴収します（実施地域を越えた距離に対し、片道1km毎に100円とする）。

###### ② 入浴（ 指定通所介護・介護予防通所介護・基準型通所介護サービス

※通所型サービスAは別途記載）

- ・ 入浴又は清拭をします。身体状況に合わせて、機械浴槽を使用して入浴することができます。

###### ③ 生活相談

- ・ ご契約者からの相談等について、生活相談員が随時お聞きします。

###### ④ 健康チェック

- ・ 利用時、ご契約者の体温、血圧、脈拍測定や、健康状態を看護職員がお聞きします。

###### ⑤ 機能訓練

###### 指定通所介護

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を個別に提供します。

###### 介護予防通所介護及び基準型通所介護サービス

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況及び改善したい生活上の行為に応じて、日常生活を送るのに必要な機能を改善・維持するための訓練を提供します。

###### 通所型サービスA

- ・ 契約者が、その有する能力を活かし日常生活に生きがいや役割を持って生活できるよう、希望に応じた活動を支援します。

###### ⑥ レクリエーション

- ・ 創作活動や音楽療法士による活動、誕生会、季節ごとの外出行事等を提供します。

###### ⑦ 家族介護相談

- ・ ご契約者の生活、介護についてのご相談等、随時受け付けます。

⑧ 介護・日常生活援助全般

- ・ ご契約者に応じた生活援助を行います。

⑨ 介護予防

- ・ ご契約者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高め、自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

※当荘のサービスにつきましては個人記録がありますので、開示をご希望の際は職員までお気軽に声をおかけください。又、コピーを希望される際は1枚につき実費10円をご負担いただきます。

(診断書について)

病歴等は口頭での聞き取りを実施させていただきますが、必要に応じて医療機関での診断書をご提出いただく場合がございます。

**{サービス利用料金 (1回あたり)} (契約書第6条参照)**

ご契約者の要介護度等に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額 (自己負担額) をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度等に応じて異なります。)

□ 指定通所介護サービス

下記の単位数表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金 (自己負担額…1割/一定以上の所得のある方は2割もしくは3割をお支払いいただきます。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

- ・ 通常規模型通所介護費 (所要時間7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	658 単位	1 単位は 10.14 円換算となります。
要介護2	777 単位	
要介護3	900 単位	
要介護4	1,023 単位	
要介護5	1,148 単位	

※上記単位に以下の加算が追加されます。

- 入浴介助加算・・・40 単位
- 個別機能訓練加算 I (口)・・・76 単位
- ※職員の勤務体制により個別機能訓練加算 I (イ)・・・56 単位
- 個別機能訓練加算 II・・・20 単位
- 若年性認知症利用者受入加算・・・60 単位《対象者のみ》
- 科学的介護推進体制加算・・・40 単位
- サービス提供体制強化加算 II・・・18 単位
- 延長加算・・・50 単位 (10 時間以内)
- 介護職員等処遇改善加算 I・・・算定した単位数の 1000 分の 92 に相当する単位
- 同一建物居住者等に通所介護サービスを行う場合の減算・・・94 単位
- 送迎を行わない場合の減算・・・47 単位 (片道)

□ 介護予防通所介護及び基準型通所介護サービス

下記の単位数表によって、ご契約者の要介護度等に応じたサービス利用料金（自己負担額…1割/一定以上の所得のある方は2割もしくは3割）をお支払いいただきます。

ただし、サービス利用を月の途中で開始又は終了した場合の月の利用料金については、市町村が定める方法にて日割りで算定させていただきます。

（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度等に応じて異なります。）

・介護予防通所介護・基準型通所介護サービス費

要支援1・総合事業対象者	1,798 単位	1 単位は 10.14 円換算となります。
要支援2・総合事業対象者	3,621 単位	

※上記単位に以下の加算が追加されます。

- 生活機能向上グループ活動加算・・・100 単位
- 科学的介護推進体制加算・・・・・・40 単位
- 若年性認知症利用者受入加算・・・・・・60 単位《対象者のみ》
- サービス提供体制強化加算Ⅱ・・・・・・要支援1：72 単位／要支援2：144 単位
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ・・・・・・算定した単位数の1000分の92に相当する単位
- ご利用回数の基本は、要支援1は週1回・要支援2は週2回、総合事業対象者は介護支援専門員が必要と判断した回数を原則とします。
- 同一建物居住者等に指定介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを行う場合の減算・・・・・・要支援1：376 単位／要支援2：752 単位

□ 通所型サービスA

下記の単位数表によって、ご契約者の要介護度等に応じたサービス利用料金（自己負担額…1割/一定以上の所得のある方は2割もしくは3割）をお支払いいただきます。

・通所型サービスAサービス費

総合事業対象者	1,438 単位	1 単位は 10.14 円換算となります。
---------	----------	-----------------------

◎ご契約者がまだ要介護認定等を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いしていただきます。要介護等の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も同様となります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

◎ ご契約者に提供する食事の材料に関わる費用は別途いただきます。

◎ 介護保険からの給付に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ①食事

当事業所では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者に提供する食費とおやつ代金（食材料費・調理コスト含む）です。

《料金》昼食1食あたり 550円 おやつ1食あたり 100円

### ② 延長料金

当事業所の営業時間内（8：30～17：30）の間でサービス提供時間（9：00～16：15）外にご利用の場合、以下の料金が負担となります。

《料金》30分 500円

### ③その他諸費用

日常生活及びレクリエーション等で必要となる諸費用。

ご契約者の希望により、介護保険給付サービス以外に特別なサービス提供を受けた場合、その利用料につきましては実費をいただきます。

### ④おむつ代金

紙おむつ・・・ 120円/1枚

はくパンツ・・・ 90円/1枚

パット・・・・・・ 30円/1枚

（使用枚数に応じて、翌月の利用料金と一緒に引き落としいたします。）

### ⑤キャンセル料

ご契約者の都合によりサービスを急遽キャンセルした場合、以下の基準にて食事代相当のキャンセル料をいただきます。

利用当日の送迎出発前（8：00）までに連絡をいただいた場合・・・無料

利用当日の8：00以降に連絡をいただいた場合・・・・・・・・・・550円

※ただし、利用時間の調整が必要な場合等は、別途個別にご相談ください。

### ⑥要支援者及び総合事業対象者の実費利用料

介護保険外でのご利用の場合、実費の利用料金が負担となります。

《料金》

介護予防通所介護及び基準型通所介護サービス・・・2,500円/1日

通所型サービスA・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,500円/1日

### ⑦入浴

ご契約者の希望により入浴サービスを提供します。

通所型サービスA（見守りのみ）・・・・・・300円

※介護予防通所介護及び基準型通所介護サービスは基本利用料に含まれます。

### (3) 利用料金のお支払方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用のお支払い方法は以下のとおりとします。

利用者希望の指定の口座から利用料金の引き落としをさせていただきます。

当月末締め翌月 26 日引き落としにてお支払いいただきます。

※金融機関が休日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。

## 5. 危急時の対応について

当事業所を利用される方々の健康管理並びに怪我等の事故防止には、平素から細心の注意を払っておりますが、なにぶんご高齢のため、不測の事態が発生しないとも限りません。

万が一、容態の急変あるいは怪我が発生した場合、迅速かつ適切な処置ができるよう、危急時対応マニュアルを作成し、万全の態勢を整えております。

### 1 危急時の定義

#### (1) 対象

現在、当事業所を利用されている全ての方を対象とします。

#### (2) 危急時とは、

転んで軽度の擦過傷を負った、軽度の風邪の症状がみられるなどの場合を除き、例えば、骨折や重度の疾病その他生命の危機が予測されるような場合を指します。

### 2 危急時の流れ（詳細はマニュアルにて）

#### 基本的なフロー

(1) 容態急変あるいは事故（骨折等）の発生



(2) 身元引受人等と病院に連絡（その間に、施設内で応急処置を続ける。）



(3) 病院搬送について身元引受人等の了解を得る。

（身元引受人等への連絡がつかない場合には、主治医並びに管理者の判断による。その後連絡がつき次第身元引受人等の了解を得る。）



(4) 病院への搬送

救急車への同乗もしくは、家族に病院へ向かっていただきます。場合によっては、職員が付き添います。



(5) 病院での医師の診断及び症状を付き添いの職員が管理者に報告し、身元引受人等の付き添いがなければ管理者（あるいはそれに代わる者）から家族等へ報告する。



- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ・江南市 介護保険課         | 電話番号 0587-54-1111 |
| ・犬山市 高齢者支援課        | 電話番号 0568-44-0326 |
| ・小牧市 介護保険課         | 電話番号 0568-76-1197 |
| ・一宮市 介護保険課         | 電話番号 0586-85-7017 |
| ・お住まいの市区町村の介護保険担当課 |                   |
| _____              | 電話番号 _____        |

## 8. 第三者評価の実施状況について

○当事業所における第三者評価の実施状況 無

令和 年 月 日

指定通所介護（介護予防通所介護及び通所型サービス、基準型通所介護サービス）サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

大口一期一会デイサービスセンター

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護（介護予防通所介護及び通所型サービス、基準型通所介護サービス）サービスの提供開始及び「6. 個人情報保護について」の記載内容について同意しました。

利用者氏名

印

署名代行者氏名

印

身元引受人氏名

印

この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。
---

## <重要事項説明書付属文書>

### (1) サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状況からみて身体状況等の確認が必要な場合には、主治医又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

### (2) サービスの利用に関する留意事項

#### (1) 施設・設備の使用上の注意

※居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

※故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

※当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。